行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上超由／編集人　奥野慎太郎
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077) 528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

行政書士試験申込者数の減少から考える滋賀会の広報

広報部長　奥野 慎太郎

行政書士試験の願書受付期間が終わった頃にこの会報が届くものと思うが、前期に引き続き今期も滋賀会の広報部長を仰せ付かったこともあり、この機会に行政書士試験と広報を絡めて考えてみる。なお、以下では話を簡単にするため、行政書士に任される総業務量が当面は一定であるという仮定の下で考えを進めていることをご容赦いただきたい。

今年度の行政書士試験は11月12日（日）が試験日であるが、行政書士試験の申込者数は次の表のとおり、平成22年度以降漸減している。

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
申込者数(人)	39,291	40,208	51,919	71,366	78,826	96,042	93,923
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
申込者数(人)	89,276	88,163	81,710	79,590	83,819	88,651	83,543
年度	H24	H25	H26	H27	H28		
申込者数(人)	75,817	70,896	62,172	56,965	53,456		

平成15年度には、10万人弱の試験申込者がいたことを考えると、激減という言葉が今はふさわしい。この理由として考えられるのは、主には次の3つかと思う。

①行政書士の人気凋落（ちょうらく）
②士業資格受験者の母数自体の減少
③行政書士試験の難化

この3つについて少し考えてみたい。

まず、①行政書士の人気凋落であるが、そもそも凋落というと語弊が生じるのかもしれない。過去、例えば平成13年初頭には行政書士に関するドラマが放送されたことなどもあり、結果、行政書士の知名度や人気が一時的に上昇したのみで、その一過性の人気が元に戻っただけではないかと考える。そもそも平成10年度の申込者は4万人ほどであったことに鑑みれば、今の状況が普通なのではないだろうか。そうすると、最近の試験申込者数の減少は意外ではない。

次に、②士業資格受験者の母数自体の減少であるが、過去5、6年をさかのぼってみると、そもそも士業の試験における申込者数は、公認会計士・税理士・行政書士・社会保険労務士・司法書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・弁理士など大きく減っている。一方、宅地建物取引士や中小企業診断士のように申込者の数が横ばいの資格もあるが、総じてみるに、士業資格受験者の数はここ数年で激減しているのは明白で、母数の減少理由について考える必要がある。

①資格ブームの終結
②合格者・再受験者の受験撤退
③資格者の供給過多

このあたりが理由となるのではなかろうか。思い起こせば、15年ほど前は資格や検定試験がブームを迎えた時期であったような記憶もある。資格受験者数が一時的に増え、合格者数も増え、自然の状態から崩れたのであるならば、元に戻ってしかるべきで、一般に、申込者数が減る理由はあれど、増える理由は見当たらないように思う。逆に、なぜ宅地建物取引士や中小企業診断士の申込者数が横ばいなのかや、土地家屋調査士の申込者数は約30年もの間ほぼ毎年減り続けているのかなどを考えると、他の理由も出てくるのかもしれないものの、紙面の都合上、ここでは割愛する。また、合格者は受験からは離れるものであり、合格者以上に申込者数が毎年増えなければ、当然ながら数は減る。その上、何回も受験し諦める人が出てもおかしくはない。さらに、資格者が多くなるにつれて資格登録後の仕事の取り合いが激化すると、やはり資格取得の魅力は薄れてしまうように感じる。平衡状態に戻るためには有資格者の数が減る必要もあることから、これも原因に思う。何はともあれ、今では、人気に左右されず行政書士を目指す人が受験をしている状態なのかもしれないが、申込者数の減少は避けられない。

最後に、③行政書士試験の難化である。私も過去の記事において着目したが、行政書士試験は、平成12年度、さらに平成18年度の試験制度変更に伴って試験難易度が上がり、さらに年々難化の様相を見せている。もはや簡単な試験ではなくなっているため、そのことが受験申込者数の減少の一端となっていると考えるのは不合理ではないように思う。元は法律系の資格の登竜門であったような感がある行政書士試験の合格自体が難しいともなれば、はなから行政書士試験の受験をせず、元より目指していた資格の試験に注力すべく人が流れるというのは想像にたやすい。逆に誤解を恐れず言えば、今の合格者は、試験という観点「だけ」から言えば、能力が上がっているのかもしれず良いこととも思える反面、やはり申込者数は減るだろう。

以上3点、簡単ではあるが説明を試みた結果、行政書士試験受験者数の減少は道理であるのではないだろうか。行政書士試験申込者の減少は、バブルがはじけるがごとく自明ではあった。しかし、今のところ昔の水準以上は保っているようである。

しかし思うに、この水準からさらに申込者数が減少するようであれば、行政書士制度の存続にも直結する恐れがある問題である。行政書士の業務は非常に幅広く、そのため一定以上の人数が行政書士として確保されていなければならないと私は考えている。

今後、試験の難化や人口減少に伴い、今の水準からさらに申込者数が減少することは十分にあり得るため、その分を勘案すると、広報強化の必要性が如実に現れる。試験自体の広報も必要ではあるが、ここで私が特にいう広報とは、行政書士自体の知名度強化を意味している。行政書士の知名度が低かったり、存在意義が明瞭でなかったりすれば、本来行政書士を志す人の数に影響することは想像にやすい。そのため、「行政書士」自体の広報に力を入れなければならない。

滋賀会での広報は、内部広報にのみ特化して予算と人員を割いていたため、外部広報に対しては、遺憾ながらあまり役に立てていなかったように感じている。行政書士の存在を世間に知らしめること、次に、行政書士が社会の役に立つ存在であると認知されることが求められているものと考えているため、そのための具体的な手法を今期は模索していきたい。行政書士という資格だけを広めても、実際に行政書士が有用な存在でなければ、その後の活躍の機会を逸失するどころか、見向きもされず消えて行くのは自明であろう。今、行政書士である私たちが率先して活躍し、市民に貢献することを前提として、それを適切に広報していけるようにしたいものである。会員諸兄姉のご協力の下、これを全うできるように励む所存である。